

令和4年第4回九戸村議会定例会

令和4年12月5日（月）

午前10時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 九戸村議会議員及び九戸村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 令和4年度九戸村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第8 議案第6号 令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第7号 令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第8号 令和4年度戸田財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第9号 令和4年度伊保内財産区特別会計補正予算（第1号）

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	杉 村 幸 久 君
I J U戦略室主幹		川 原 憲 彦 君
会 計 管 理 者		大 向 一 司 君
兼 税 務 住 民 課		長
保 健 福 祉 課	長	浅 水 涉 君
産 業 振 興 課	長	中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課	長	関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局	長	大久保 勝 彦
主 任		山 本 猛 輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 4 年第 4 回九戸村議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

12 月 5 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 9 件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、川戸茂男君、桂川俊明君、岩渕智幸君、中村國夫君、久保えみ子さん、保大木信子さんの 6 人であります。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、ありませんでした。

次に、監査委員から令和 4 年 8 月分、9 月及び 10 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、村長並びに教育長から行政報告の申し出がありました。

はじめに、村長の行政報告を行います。

村長の登壇を許します。村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 令和 4 年第 4 回九戸村議会定例会が開会されるにあたり、第 3 回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

8月3日の豪雨被害に係る災害査定結果についてでございます。

8月3日の豪雨による被害箇所につきまして、国の補助対象となる箇所の災害査定が、すべての施設において実施されましたので、その結果について報告させていただきます。

まず、村道と準用河川、普通河川の公共土木施設災害でございます。

全体の申請箇所が59カ所、内訳として河川が52カ所、道路が7カ所の申請を行い、申請額6億6,863万6,000円に対し、査定による決定額が6億5,489万5,000円となりました。

次に、農地・農業用施設災害につきましては、全体の申請箇所が12カ所、内訳として農地が7カ所、農業用施設が5カ所の申請を行い、申請額6,810万3,000円に対し、査定による決定額が5,931万4,000円となっております。

林道施設災害につきましては、林道4路線の申請を行い、申請額1,504万5,000円に対し、査定による決定額が1,397万3,000円という結果でございます。

今後は、施設ごとに早期の復旧に向けて作業を進めてまいります。

二つ目に、ナインズミーティング（村政懇談会）についてでございます。

今年度のナインズミーティングにつきまして、11月8日から3週にわたり、行政区代表者を対象に3回の懇談会を開催し、村からは「第3次総合発展計画取組状況」について、これまでの取組状況について説明をさせていただきました。

参加者の皆さまからは、人口減少に係る課題や道路管理、オドデ館の運営について、ご意見をいただいたところでございます。

また、11月29日には、村で計画しております「木の駅」の運用について、財産区管理会や林業実行組合、村内林業事業者の皆さまと買取価格の適否や材木の運搬搬入の方法などについて、話し合いをしております。

なお、今後のナインズミーティングは、「商工業等の振興」や「農業振興」をテーマとしたもの、女性、伊保内高校生を対象としたものを予定しております。

これらを通じてちょうだいいたしましたご意見、ご提案は、庁内で十分検討しながら、今後の行政運営や施策に取り入れてまいります所存でございます。

三つ目に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、村政調査会の場合でも逐次ご報告してまいりましたが、あらためて現状を報告させていただきます。

オミクロン株対応ワクチン接種の状況につきましては、10月18日から県立二戸病院と九戸地域診療センターの協力のもと、医師と看護師を派遣いただき、集団接種という形態で実施しております。

12月1日現在で、2回目以降のワクチン接種を完了している対象者のうち、オミクロン株対応ワクチンは1,643人から接種いただいております、接種率では34.0%が接種を完了している状況でございます。

今後は、12月の集団接種の開催を11回予定しており、今月中に接種率60%程度には接種が進むものと見込んでおります。

また、接種間隔の都合などで12月中に接種ができない方々に対しましては、来年1月にも継続して集団接種を実施できるよう協議を進めているところでございます。

今後とも、村民の皆さまが少しでも安心を実感していただけるように、ワクチン接種の機会提供に努めてまいりたいと考えております。

四つ目に、農業の状況についてでございます。

農林水産省から11月9日発表された令和4年産水稻の10月25日現在の作況指数では、全国が100、全県が99で、本村の属する北部では99の「平年並」が見込まれております。今年の予想収穫量からすると、令和5年6月末の民間在庫量は191万トンから197万トンとなり、需要と供給が安定するとされる水準に収まる見込みでございます。

本村の水稻は、6月上旬の低温と日照不足により穂数は前年を下回りましたが、その後の天候回復で1穂当たりのもみ数が多くなりました。なお、今年も一等米比率が97.8%と高く、高品質なコメが生産されております。

次に、村の園芸重点品目につきましては、10月末現在の新岩手農協の販売実績によりますと、野菜4品目は低温・日照不足に加え、8月の雨天の影響により生産数量が減少いたしました。

また、花卉については、リンドウは出荷時期の需要期に当たり順調な販売でしたが、一輪菊が大雨災害の影響を受け、数量・販売額共に減少する結果となっております。

一方、葉たばこについては、10アール当たりの収量が前年比9キログラム増え、販売単価は前年と同程度でしたが、販売金額は昨年度の廃減作の影響を受け、前年対比60%と大きく下回る実績となりました。

また、畜産物につきましては、新岩手農協の10月末実績で申し上げますと、生乳は廃業農家が1戸あったこともあり、生産量・販売額共に減少となっております。

また、和牛子牛については、昨年に引き続きコロナ禍により単価が低迷し、出荷頭数・販売額とも減少となりました。

農業を取り巻く情勢は、コロナ禍及び世界情勢の影響により、燃油・飼料・肥料などの価格高騰が農業経営を圧迫していることから、村では、燃油価格等高騰及び飼料価格高騰対策を行うための補正予算案を本定例会に提案させていただいておりますので、ご賛同賜りますようお願いいたします。

品目別の詳細な数字等は、次の表のとおりとなっておりますので、申し添えさせていただきます。

五つ目に、オドデ館の改修についてでございます。

産直施設オドデ館並びに周辺的环境整備につきましては、昨年度から実施してまいりました増改修工事が9月30日に完成し、翌10月1日にグランドオープンいたしました。オープンに際しては、地元の園児や児童の演技で盛り上げていただきながら、村内外の団体による特設テント販売を行い、リニューアルされた施設の発信を積極的に行ったところでございます。

現在のオドデ館の営業への取り組みとしては、イルミネーションなど冬の装いやクリスマスに向けた模様替えなど、季節感のある店舗を目指して集客を行っております。

また、10月中旬に南側駐車場整備工事を発注し、敷地造成や排水構造物の工事を実施しているところでございます。駐車場の舗装の方は、令和5年度に施工する計画となっております。

六つ目に、産業・芸術文化まつりについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、過去2年間開催を見合わせておりました産業・芸術文化まつりは、同感染症が一定程度収束傾向にあったことから3年ぶりに開催されたところでございます。

主催いただきました実行委員会の皆さまには、3年ぶりの開催となったことから、各団体との調整や人員確保に多大なるご尽力をいただきました。

村体育センターで行われた産業部門においては、コロナ対策に配慮いただきながら、さまざまなイベントを実施していただきましたが、駐車場が大変込み合っただけで来客者にはご迷惑をおかけしたようでございます。この点は、お詫び申し上げるとともに、今後の課題として改善していかなければならないと考えております。

展示部門も出展団体等は以前より減少したものの、来場された方からは3年ぶりの開催を評価する声が寄せられております。

また、11月3日にH O Zホールで行われた発表部門には、新型コロナウイルス感染症の影響により、九戸まつりで披露できなかった伊保内小学校の剣舞をはじめ中学生の神楽などが披露され、詰めかけた観客の皆さまも感心しながら静かに見入っておりました。

さらに、当日の午後は、同じ会場で二戸地区郷土芸能発表会も開催され、私も会場の村長として祝辞を申し述べさせていただきましたが、例年以上に多くの来場者があったと聞き及びまして、大変うれしく思っているところでございます。

以上、第3回定例会以降の行政執行状況について、報告させていただきました。

今議会には、議案9件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、令和4年第4回九戸村議会定例会の行政報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

（教育長 岩渕信義君登壇）

○教育長（岩渕信義君） 本日ここに、令和4年第4回九戸村議会定例会が開催されるにあたり、第3回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

まず、1点目。持続可能で良質な教育環境の整備についてであります。

教育委員会では、令和3年2月から令和4年2月にかけて、地区住民、伊保内高校生、九戸中学生、そして子育て世代、行政連絡員などの地区代表者、高齢者団体、女性団体の代表者を対象とした教育懇談会「ナインズミーティング2」を開催し、さらに「九戸村の学校教育環境の将来を考える」をテーマとした有識者によるシンポジウム、そして、中学生以上の全村民を対象としたアンケート調査を実施し、村民の皆さまの本村の教育環境に対するお考えや思いなどの把握に努めてまいりました。出席者からちょうだいしたご意見、ご要望、またアンケート結果については、その都度、報告書として議員の皆さまにご説明し、村民にも公表してきたところであります。

こうした経緯を踏まえ、教育委員会では「持続可能で良質な教育環境の整備」に向けた二つの具体案、すなわち村内の小学校を1つに統合し、1村1中1小学校とするという第1案、そして、まず小学校を統合した後、小中一貫校または義務教育学校として再編するという第2案を策定いたしました。

この二つの案について、7月には具体的なスケジュールも併せて、それぞれの案についての住民説明会を小学校区ごとに開催いたしました。

その後、9月21日に開かれた教育委員会議において、村内の小学校を1つに統合した後、小中一貫校または義務教育学校として再編するという案を成案として決定いたしました。

さらに、11月25日に開かれた令和4年度第2回総合教育会議において了承されたことを受け、必要な関連条例を議会に提出すべく準備を進めているところでございます。

次に、児童生徒の学力向上についてであります。

小学校5年生と中学校2年生を対象として、去る10月5日に実施されました「令和4年度岩手県小・中学校学習定着度状況調査」の結果が県教育委員会から送付されましたので、本村の平均正答率を基にした分析結果の概要について、お

知らせいたします。

まず、小学生についてであります。

本村児童の国語の平均正答率は 65.2%、算数は 54.1%で、それぞれ県平均を国語で 2.6 ポイント、算数で 1.6 ポイント下回りました。

昨年度は県平均を上回っておりましたが、県平均との差がわずかであり、本村児童の学力は低下傾向にあるというものではなく、設問ごとの回答の傾向からは、自ら学ぶ姿勢が着実に向上しているものと理解しております。

今日の学力は、かつてのように知識の暗記や再現といった問題ではなく、授業でのグループによる対話を通じた理解であったり、多様な考え方に触れて思考の幅を広げるような問題、あるいは目的に応じて必要な情報を見つけて読む問題であったり、折れ線グラフを根拠に示された事柄が正しくない理由を記述するといった問題となっており、本村のように適正な集団による対話的な指導が難しい学習環境においては、極少数人数での指導にあたっては、さらなる創意工夫が求められていると分析しております。

中学生についてであります。

国語の平均正答率は 62.4%で、昨年度の県平均を 2.0 ポイント下回っていたものが 3.5 ポイントと広がり、同様に数学の正答率が 47.1%で、昨年度、県平均を 8.7 ポイント上回っていたものが 1.9 ポイント上回るにとどまりました。

昨年度、一昨年度と比較して、国語は県平均との差が広がりつつあり、数学については県平均に近づきつつあります。

しかし、小学生、中学生ともに調査母数が多くないため、県平均との比較は極端な、例えば二桁程度のポイント差がない限り、県レベルといっても良く、むしろ大事なことは、対象の児童生徒が少ないことの利点を生かした緻密な分析と指導であると思われまます。

また、教育委員会では「学力」を文字どおり「学ぶ力」と定義づけており、家庭での学習習慣につながるような授業の構築を目指しています。

全国や県における学力調査は、あくまで日頃の指導の参考とすることが目的であり、得点率の全国や県との平均を競うものではありません。少なくとも全国や県の学力調査において、九戸村の児童生徒は、平均的な位置にいるのが長期的な調査結果から見た実態だと思えます。したがって、日々の授業を通じて、児童生徒にとって、これから必要となる資質能力を育成していくことと、児童生徒自らが学ぶ姿勢を身に付けることで、各種調査に表れる学力は向上していくものと考えます。

3点目は、コミュニティスクールの運営状況についてであります。

コミュニティスクールの構想は、時代とともに急激に学校教育環境が変化してきた中で、「社会に開かれた学校づくり」、そして「学校評議員制度」といった取

り組みを経て、これまでよりも地域社会が学校運営にコミットし、地域社会が一体となって児童生徒を育成することを目指したものであります。

本村においては、本年度はすべての小学校、中学校に「学校運営協議会」が設置された初年度であり、第1回協議会での話し合いを経て決定されたそれぞれの学校目標や運営方針に基づいて学校運営が行われております。

話し合いの結果や様子は各校発行の校報でお知らせしておりますし、また、学校行事や農業体験などの機会には、協議会委員の参加やご指導をいただいているところです。

今後は、コミュニティスクール導入による効果を深めるため、各学校の学校運営協議会の情報交換や事例研究などの体制づくりに努めていく考えであります。

4点目は、中学校部活動の地域移行についてであります。

過日、岩手県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換会と市町村教育長部会会議があり出席してまいりましたが、中学校部活動の地域移行は大きなテーマでありました。どの地域も指導者の確保や予算など、クリアしなければならない問題が山積しており、すぐに移行が完了するような状況にはないようです。

本村の場合は、幸い中学校が1つであるということと、教員以外のコーチと父母会が充実していることから、他地域よりはスムーズにいくのではないかと考えており、文化活動においても、生涯学習の場として開かれている「学び処インズカフェ」の枠組みに組み込むなどの方法で対応できるのではないかと考えています。

いずれにいたしましても、この問題のポイントは、地域が中学生にスポーツ活動や文化活動の機会をいかに提供するかでありまして、そうした機会を満足に提供できない、すなわちスポーツ活動や文化活動ができない地域からは、中学生を持つ子育て世代が他へ移っていく恐れが多分にあるということでありまして。

教育委員会といたしましては、この問題に関わる学校関係者、保護者、各種競技団体や文化芸術団体など、幅広い人たちからなる協議会のような組織を立ち上げ、中学校部活動の地域移行に取り組んでまいりたいと考えています。

5点目は、学校の新型コロナウイルス感染状況及び学校安全についてであります。

国内の新型コロナウイルス感染者数の増加に呼応したように、本村においても、11月以降、小中学校における新型コロナウイルスオミクロン株による感染が拡大いたしました。学校閉鎖や学年閉鎖、学級閉鎖が長く続き、児童生徒の「学びの保障」が大きく損なわれるという状況には至っておりませんが、本格的な冬を前に、学校現場には新型コロナウイルスはもちろんのこと、今後、流行が懸念されるインフルエンザやノロウイルスなどを含めた、一層の感染症対策を促しております。

また、一関市で小学1年生が通学バスに取り残されるという事案があったことを受け、当教育委員会では、すぐにスクールバス運行委託事業者と学校に改めて注意を促し、丁寧な対応を依頼しております。今後は、学校と連携した訓練なども計画しなければならないと考えています。

そのほか、クマやイノシシといった野生動物による獣害や鳥インフルエンザが疑われる野鳥の死骸等に対する対応など、交通事故や器具等による事故だけでなく、児童生徒の身の回りには多くのリスクがあります。

児童生徒が我が事として、こうしたリスクに目を向け、回避できるような取り組みを学校とともに進めてまいりたいというふうに考えています。

6番目は、生涯学習活動についてであります。

現在、第8波ともいわれている新型コロナウイルスが猛威を振るっており、感染予防のため、開催を断念した行事もいくつかありますが、10月28日から11月3日にかけては九戸村産業芸術文化まつりが開催され、展示部門や発表部門では3年ぶりの開催を喜ぶ声が多く聞かれました。

また11月3日には、同じく3年ぶりとなる二戸地区郷土芸能発表会が本村で開催され、村内外からの来場者をお迎えすることができました。

各種の講座につきましては、感染予防対策を講じながら、学びの場所が失われないように、極力年間計画に沿って実施しております。

今後も全国や県内、管内の感染状況に応じて、慎重かつ柔軟に対応してまいります。

最後に、今日、教育現場が抱えている問題は複雑で多岐にわたっています。特にも少子化は、県内33市町村の教育委員会にとっては、自治体の将来にかかわる大変な課題として受け止められており、いずれの教育委員会でも、学校の統合・再編といったハード面であれ、探求を中心としたふるさと学習や英語学習といったソフト面であれ、地域の将来を見据えて教育行政を行っていることは確かであります。

これまで、九戸村教育委員会が唱えてきた「持続可能で良質な教育環境」の構想も、またこうした視点に立って掲げているものであります。

幸い九戸村においては、家庭、地域の教育力が維持されていることから、児童生徒はいじめや不登校に関して、他と比べて少なく、また学力、運動なども他にひけをとるものではありません。また、社会教育や生涯学習活動においても充実した内容が村民に提供されています。

学校教育に限って申し上げますれば、私ども教育委員会と学校現場が進める教育行政並びに学校での教育活動は、地域の持続可能な発展の一丁目一番地にあり、「教育、子育て」を挙げている自治体は決して少なくありません。リカレント教育やリスキリングといった言葉に代表されるように、国や企業においても人材育成の

重要性に目が向きつつある時代です。

議員の皆さまにおかれましては、今後とも教育委員会の取り組みに対しまして、ご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行状況についてのご報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

(教育長 岩淵信義君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、教育長の教育行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、桂川俊明君。1番、古舘 巖君。2番、川戸茂男君の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から12月9日までの5日間であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月9日までの5日間とすることに、決定いたしました。

お諮りいたします。

12月6日、7日の2日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、12月6日、7日の2日間は、議案調査のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎議案第1号から議案第9号までの一括上程・説明

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第3、議案第1号「九戸村議会議員の議員報

酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第 11、議案第 9 号「令和 4 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 1 号)」までの議案 9 件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第 1 号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当給に関する条例の一部を改正する条例」から順次、説明をお願いします。

議案第 1 号から議案第 5 号についてまでの 5 件について、総務課長

○総務課長(杉村幸久君) それでは、議案第 1 号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、本年 11 月 18 日に一般職、特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正が公布されたことに伴い改正するもので、内容につきましては第 4 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 165」に改める。ということで、これまで報酬の「1.625 カ月」分だった期末手当を「1.65 カ月」分とし、年間 0.05 カ月引き上げたトータル 3.3 カ月分とするための改正条例となっております。

中段の附則 1 では、施行期日等を、附則 2 では、支給方法について、記述しております。

令和 4 年 12 月 5 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由ですが、国の例に準じて、九戸村議会議員の期末手当の額を改定しようとするものでございます。

次に、議案第 2 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、前段の第 3 条第 2 項部分につきましては、議案第 1 号と同様に一般職、特別職の給与に関する法律等の一部改正が公布されたことに伴うもので、改正内容につきましても議員の取り扱いと同様に期末手当の算出基礎となる給料月額を年間「0.05 カ月」分引き上げる内容となっております。

後段の別表の改正につきましては、選挙長ほか選挙の際に委嘱している役職について、国政選挙の際の執行経費の基準を準用することで報酬額を明示させようとするものでございます。

附則 1 では施行期日等を、附則 2 では支給方法について、記述しております。

令和 4 年 12 月 5 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由ですが、国の例に準じて、特別職の期末手当の額を改定するとともに、選挙長等の報酬額を明記するため、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第 3 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、11 月の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び地方公務

員法の一部改正に伴って改正するもので、第 21 条の勤勉手当の支給率を引き上げる内容となっております。併せて別表第 1 「行政職給料表」と、別表第 2 「医療職給料表」を改めようとするものでございます。

ページをめくっていただきまして、9 ページ。欄外の附則では、1 で施行期日等を。2 で支給方法を謳っております。

令和 4 年 12 月 5 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由ですが、こちらも国の例に準じて、給料月額及び手当の額を改正しようとするものでございます。

次に、議案第 4 号「九戸村議会議員及び九戸村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

改正内容につきましては、次ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第 4 条では、選挙運動用自動車の借入金額とこれに係る燃料代を、2 ページ第 8 条では、選挙運動用ビラの作成単価を。

そして、第 11 条では、選挙運動用ポスターの作成単価等をそれぞれ改めております。

議案本文に戻っていただきまして、中段の附則 1 では、施行期日を。附則 2 では、経過措置について、記述しております。

令和 4 年 12 月 5 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由ですが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

続けて議案第 5 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算（第 9 号）」について、説明させていただきます。

令和 4 年度九戸村一般会計補正（第 9 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,836 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 4,380 万 7,000 円といたします。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししてございます。

令和 4 年 12 月 5 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページに「第 1 表 歳入歳出予算補正」がございまして。

歳入は 15 款国庫支出金から 19 款繰入金まで、それぞれの項ごとに増額補正をしております。

3 ページが同じく歳出でございます。2 款総務費からめくっていただきまして、4 ページの 10 款教育費までございますが、教育費の 1 項教育総務費のみ減額となり、他は各項とも増額補正となっております。

次ページ以降が、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

明細書の 3 ページをご覧くださいと思います。

まずは、歳入からになりますが、主な項目について、説明させていただきます。

15 款国庫支出金、2 項 1 目 2 節税番号制度に計上している社会保障・税番号制度システム整備費補助金ですが、戸籍情報システムの改修費用に充当されるものでございます。

同じく 3 目 1 節感染症予防は、新型コロナワクチン接種をすべて国の負担で追加実施しておりますが、今後、不足が見込まれる経費分について、今回、増額するものでございます。

16 款県支出金、2 項 2 目 10 節の生活困窮者支援は、社会福祉費のあったか生活支援事業に充当されるものです。

同じく 4 目 8 節の経営所得安定対策は、追加割り当てによる県補助金の増で、村のコメ政策を担っております農業再生協議会の運営経費に充当されるものです。

同じく 4 項 1 目 1 節地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金ですが、コロナ禍における原油価格、物価高騰対策の諸事業分を見込んだものになります。

4 ページに進んでいただきまして、18 款寄附金、1 項 1 目 1 節一般寄附金ですが、11 月末までのふるさと納税の収納状況から、当初予算を上回ると見込まれることから、今回、増額補正するものです。

19 款繰入金、1 項 1 目 1 節繰入金は、財政調整基金からの繰り入れとなります。

続いて、5 ページからの歳出につきましても主な項目について、説明させていただきます。

2 款総務費、1 項 4 目 10 節需用費は、燃料や電気代の想定以上の高騰により不足が見込まれることから、増額補正するものです。

同じく 17 節の備品購入費は、不足する事務用のいす・机類や備品の更新が必要なパソコンの購入を予定しております。

同じく 6 目 7 節報償費は、歳入におけるふるさと納税額が増加したことから、返礼品についても連動して予算措置をするものです。

関連して、11 節役務費も返礼品送付や通知書等送付に係る通信運搬費を増額するものです。

18 節負担金補助及び交付金のうち、広域生活路線維持費補助金に関しましては、路線バスの葛巻線運行に係る燃料等の経費が増加したことから予算措置するものです。

10 目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、新型コロナウイルスオ

ミクロン株対応ワクチンの追加接種に係る経費の増額補正になります。

6 ページに進んでいただきまして、2 款 3 項 1 目 12 節、システム改修業務委託料は、戸籍法の改正に対応するため戸籍情報システムの改修を行うもので、これにより他市町村との戸籍情報の連携活用が可能となり、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本や抄本の交付を受けることができるようになるなど、利便性が向上いたします。

3 款 民生費、1 項 1 目 19 節 扶助費については、物価高騰を受け、既存のあったか生活支援の額に 6,000 円分商品券のかさ上げ給付を行うのに加えまして、新たに住民税均等割のみ課税世帯への 6,000 円分の商品券給付に係る増額補正となります。

同じく 2 目 障害者福祉費については、自立支援給付費及び障害者医療費の令和 3 年度の精算による国庫及び県負担金の返還金で新規となります。

以下、民生費、衛生費に計上しております各種返還金につきましても同様に令和 3 年度の精算によるものとなります。

7 ページになりますが、3 款 2 項 3 目 保育園費については、3 保育園の燃料費及び光熱水費の価格高騰に伴う不足分と、ひめぼたのこども園の床暖房修繕に係る経費となっております。

下段の 6 款 農林水産業費、1 項 3 目 18 節の中で、経営所得安定対策事業費補助金は、歳入でも触れましたが、水田活用事業等の国への手続きのオンライン化に伴い必要となる水田台帳等のデータ移行業務のための補助金で、村の農業再生協議会に対するものとなっております。

その下の農業燃油価格等高騰対策支援事業助成金は、農業者の燃油価格等高騰対策のため、令和 3 年分の所得税申告における動力光熱費に物価上昇率の 7 割に当たる額を 20 万円の上限を設定して助成を行う新規事業でございます。

めくって、8 ページをご覧ください。

6 款 1 項 6 目 18 節の飼料価格高騰対策支援事業助成金は、急激な飼料価格高騰対策のため、配合飼料価格の上昇分として、乳用牛 1 頭当たり 5,000 円、肉用牛 1 頭当たり 4,000 円を上限 20 万円として助成するもので、こちらも新規となります。

同じく 7 目 10 節 需用費のうち、修繕料は戸田牧野の牛舎カーテンウォールの老朽化により取り換え作業が必要となったため、計上するもの。

それから飼料費については、先ほどの助成金同様に、飼料価格の高騰により増額が必要となったため、補正するものです。

同じく 8 目 18 節 負担金補助及び交付金の増は、村単独事業である農業生産基盤整備事業について、新たに一団体の申請があり増額補正するものです。

同じく 9 目 12 節の九戸村総合公社（ナインズファーム）施設管理運営委託料の

増は、研修生が増えたことに伴い、助成金の予算措置を行うものとなります。

次に、7款商工費、1項1目18節の燃油価格等高騰対策事業者支援助成金は、先ほどの農業者同様に、商工業者等の令和3年分の所得税申告における動力光熱費に物価上昇率の7割に当たる額を上限20万円として助成を行うものです。

同じく3目12節委託料は、総合公社へ運営委託しているふるさとの館について、燃料の高騰に伴い、予算措置を行うものとなります。

9ページにいきまして、8款土木費、4項1目需用費は、寒さが本格化してきました、村営住宅のボイラーや不凍栓の故障が増加していることから、修繕料を増額しようとするものです。

9款消防費の中では、1項3目18節の消火栓更新工事負担金は、部材の値上がりに加え、一部移設が必要な箇所が出てきたことによる増額となっております。

続いて、10款教育費について、1項2目18節負担金補助及び交付金では、アイスホッケー競技の全国大会に出場する中学生2名分の交通費を助成するためのスポーツ少年団全国大会等出場補助金を新規に計上し、今年度の小中学校の修学旅行がすべて予定どおり実施されたため、中止となった場合の追加費用支援事業補助金を皆減しております。

10ページをご覧ください。

2項1目14節の工事請負費は、耳の聞こえに配慮が必要な児童を受け入れるため、伊保内小学校に防音機能付きの部屋を設ける改修工事を行うものです。

同じく17節備品購入費は、小学校5校の体育館に置く可動式暖房機とクーラーが入っていない部屋に置く可動式冷房機の購入費及び電子黒板の追加購入と、一部の教員用タブレット端末の更新を行うものです。

3項1目14節の工事請負費は、中学校通学路への街路灯の追加設置や、LED電球への交換を行うもの。

同じく17節の備品購入費は、小学校同様に可動式冷房機と教員用タブレット端末の更新を行うものとなります。

6項の保健体育費では、1目の索道事業特別会計への繰出金も含めまして、2目体育施設費、3目学校給食施設費、いずれも電気料金の値上がりに伴って、光熱水費の不足が見込まれることからの予算計上となっております。

加えて、学校教育施設費では、11ページ上段にありますとおり、各種食品の値上がりに伴い、賄い材料費についても増額しております。

最後に、12款公債費ですが、臨時財政対策債の利率、見直しによりまして、元金利子の目款で調整を図っております。

以上、議案第5号「令和4年度九戸村一般会計補正予算（第9号）」について、主な内容を説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第6号について。地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 続きまして、議案第6号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ403万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,649万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししてございます。

令和4年12月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

ページをめくっていただきまして、3ページが第1表の歳出でございます。

また、ページをめくっていただきます。この1ページから歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。この事項別明細書の3ページをご覧ください。

歳入でございます。4款1項1目1節の繰越金の前年度繰越金を403万9,000円増額するものでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項2目10節需用費を403万9,000円増額するものでございます。

内訳の説明でございますけれども、光熱水費の221万4,000円の増額でございますが、これは下水道施設の電力使用量の増及び電気料金の値上がりによる光熱水費の不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

修繕料の182万5,000円の増額でございますが、これは、南田橋マンホールポンプ場の監視通報装置の故障による交換修繕のため、増額補正するものでございます。

議案第6号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第7号について。教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） それでは、議案第7号「令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村索道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項、既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万3,000

円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,144 万 7,000 円とするものでございます。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

令和 4 年 12 月 5 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページからが第 1 表の歳入歳出予算補正となっております。

歳入は、第 2 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金で 160 万 3,000 円を補正額として追加しまして、3 ページ歳出は、第 1 款索道費、1 項索道管理費で同じく 160 万 3,000 円を追加しております。

次ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書、3 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入ですが、2 款 1 項 1 目一般会計繰入金の中で、一般会計繰入金を 160 万 3,000 円計上しております。

4 ページの歳出ですが、1 款 1 項 1 目一般管理費の 10 節需用費に村営くのヘスキー場で使用する電気料金の値上げに伴う光熱水費の追加分 160 万 3,000 円を計上いたしております。

ご審議について、お願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 8 号から議案第 9 号の 2 件について。

総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第 8 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計補正予算（第 2 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度戸田財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 15 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 757 万 9,000 円といたします。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししてございます。

令和 4 年 12 月 5 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページが、「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。4 款繰入金を減額し、6 款諸収入を増額しております。

3 ページの歳出では、2 款諸支出金を増額しております。

次のページからが、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

明細書の 3 ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、4 款 1 項 1 目 1 節の財産管理資金からの取り崩しを減額し、

6款2項1目1節の義務作業欠席料を増額しております。

次に、4ページの歳出ですが、2款1項1目25節、自治会事業寄附金を増額しておりますが、これは戸田元村自治会から街路灯増設工事と水路補修工事に係る要請を受けての寄附金の増額となります。

説明は、以上となります。

続けて、議案第9号「令和4年度伊保内財産区特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和4年度伊保内財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,068万9,000円といたします。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和4年12月5日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。5款の繰越金を増額しております。

3ページの歳出では、1款財産区費を増額しております。

次のページからが、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

明細書の3ページをご覧ください。

まず歳入ですが、5款1項1目1節の前年度繰越金を増額しております。

次に、4ページの歳出ですが、1款1項2目10節の需用費、光熱水費を増額しております。街路灯の電気料金の値上げによるものとなっております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第3、議案第1号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第11、議案第9号「令和4年度伊保内財産区特別会計補正予算（第1号）」までの議案9件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、12月9日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は12月8日、午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午前 11 時 10 分）